

令和7年7月14日

令和7年度第4回教育委員会定例会会議録

鹿児島県教育委員会

令和7年度第4回教育委員会定例会会議録

日時 令和7年7月14日（月）
10時00分～10時50分

場所 教育委員会室

出席者
地頭所教育長
小屋敷委員
馬場委員
桶谷委員
中村委員

（事務局職員）

森 豊 副 教 育 長
紺 屋 教育次長兼生徒指導総括監
西小野 参 事 兼 文 化 財 課 長
兼 廣 総 務 福 利 課 長
中 島 教 職 員 課 長
疋 田 義 務 教 育 課 長
吉 元 高 校 教 育 課 長
小久保 特 別 支 援 教 育 課 長
山 元 保 健 体 育 課 長
橋 口 社 会 教 育 課 長
江 畑 総 務 福 利 課 教 育 D X 推 進 室 長
泊 総 務 福 利 課 企 画 監
尾 堂 教 職 員 課 人 事 管 理 監（小中）

議決事項

件 名	提 案 理 由	審議の状況	採決の次第
議案第 1 号 鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の制定について	鹿児島県立鹿児島盲学校に幼稚部を設置することに伴い、所要の改正をしようとするものである。	特 記 事 項 な し	決 定
議案第 2 号 鹿児島県社会教育委員の委嘱について	鹿児島県社会教育委員の辞任に伴い、その後任を委嘱しようとするものである。	特 記 事 項 な し	決 定

会 議 要 旨

1 開会

2 会議の公開等について

議案第2号及びその他(1)からその他(3)までは、非公開で審議する旨教育長から発議があり、全会一致で議決された。

3 令和7年度第3回教育委員会定例会会議録について

令和7年度第3回教育委員会定例会の会議録について、承認する旨、教育長から発議があり、全会一致で議決された。

4 教育長報告

報告第1号 市町村立学校長の任命について

― 教育長の臨時代理により市町村立学校長の任命を行ったことについて ―

〈教職員課人事管理監（小中）が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

（教育長） 異議がないので、報告第1号は了解いただいたものとする。

5 議案

議案第1号 鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の制定について

― 鹿児島県立鹿児島盲学校に幼稚部を設置することに伴い、所要の改正をしようとするについて ―

〈特別支援教育課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

（馬場委員） 幼稚部の修業年限について、1年以上とあるが、上限はないのか。また、幼稚部の入学選考については、原則として希望者は入学できると考えてよいか。

（特別支援教育課長） 修業年限については、盲学校幼稚部の入園対象者は、視覚障害の状況や、地域の教育環境、家庭の状況等の理由から、3歳から入園する幼児もいれば、4歳又は5歳から入園する幼児もいるため、小・中学校のような一定の年数は記載しておらず、1年以上という表現にしており、幼児の在籍年数に応じて、教育課程の修了を証する修了証書を発行することになっている。また、入学選考については、学校教育法施行令第22条の3に、特別支援学校に入学する幼児、児童生徒についての障害の程度が示されており、視覚による認識が不

可能または著しく困難な程度の者については、視覚障害者としての特別支援学校への入学が認められることとなる。そのため、障害の程度を学校において判断することが必要となってくる。

(馬場委員) 幼稚部としては1年以上、最大3年までの在籍となるが、記載としては1年以上という表現をしているという理解でよいか。

(特別支援教育課長) そうである。

(小屋敷委員) 現段階で、幼稚部に入園対象となる幼児の人数と令和8年度からの職員の配置予定の想定があれば、教えていただきたい。

(特別支援教育課長) 幼稚部の在籍者数の見込みは、現在盲学校が把握している数を基に算出しており、令和8年度は幼児が2人、1学級を考えている。職員の配置は、現在1人を想定している。

(小屋敷委員) 令和9年度以降も同じような見込み、若しくは今後増えていく可能性があるという考え方でよいか。

(特別支援教育課長) 現在幼児の入園見込数については、令和9年度以降は、令和9年度が2人、令和10年度が1人と把握している。今後も盲学校と連携して、情報収集し、把握に努めて参りたい。

〈質疑終了〉

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第1号は原案のとおり議決する。

6 その他

その他(4) 児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について

- 児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底に係る通知等について —

〈教職員課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(小屋敷委員) 今回の事案を受けて、県としても即対応され、今後も定期的に対応していくということだが、具体的にはどのようなスパンで、どのような対応をお考えなのか、現段階での想定があれば、教えていただきたい。

(教職員課長) まず、文科省の通知で示されているのが、研修の実施と未然防止の取組である。御指摘があったのは、この未然防止の取組の中

の1つであると考えてるが、例えば、「学校内で児童・生徒が密室に置かれないような環境づくりをする」、「教室も含めて更衣室等に不審物がないかどうかの点検をする」といったことである。定期的な点検に係る具体的な内容については、現在、市町村教育委員会とも連携しながら、具体策を検討しているところであるが、先日の緊急の教育長会議の中で、定期的な点検と併せて、ランダムな点検も重要であるという指摘もあり、この指摘等も含めて、具体的な取組を検討していきたいと考えている。

(小屋敷委員) スマートフォン等の私的な端末での撮影等については、電子機器の発達に伴い、どのような使い方をしているのか等の把握がなかなか難しいところがあると思うが、現状として、使い方等についてはどのような指導をしているのか。

(教職員課長) 児童生徒の写真の撮影等については、従来から慎重な対応が求められており、特に撮影をした後、例えばホームページ等への掲載等は、本人、保護者等の了解を確実にとった上で使用するといったことが従来もなされていた。

また、基本的には公的な端末等で撮影等を行うことを前提にしているが、一方で、様々な取組を積極的に記録して、対外的にアピールをするという取組がなされてきた中で、これまで管理職を含め、教師が個人のスマートフォンやデジカメ等で撮影することが、事実としてあったという状況がある。

今後、誤解を招くことがないように、これらの行為については、文科省の通知等も踏まえて、原則禁止にするということは当然のことであり、既に撮影をされているデータ等の管理についても、適切になされるように指導して参りたい。

(小屋敷委員) 今回発生した事案は、ごく一部の者による事案かもしれない。通常教育活動において、鹿児島県の教員が萎縮し過ぎることがないようにすることも必要だと思うので、今後の対応についてよろしくをお願いしたい。

(馬場委員) 文科省の通知内に「教師と生徒が第三者の目が行き届きにくい環境となる場面減らす」といった内容があるが、生徒指導の場面では、先生と生徒が一対一で話をするという場面が想定される。しっかりと指導される先生が多いとは思いますが、そのような場面で被害が発生している事実もあるので、今後生徒指導において、例えば、複数での対応や開かれた場所での指導となるのか、生徒のプライバシーの観点もあると思うので、どのような対応を考えているのか、教えてほしい。

(教職員課長) 御指摘いただいたのは、通知の表面後半部分の「また、被害を未然に防止する観点からは、教師と児童生徒が第三者の目が行き届きにくい環境となる場면을できるだけ減らしていく」という部分だと思うが、学校内で面談をする場合に、児童生徒等が安心して相談ができるように、実施場所の配慮は、従来から行われていた。一方で、配慮をするにあたって、今回の通知にあるように、

密室状態を回避することも併せて考える必要があるということが、改めて指摘されている。学校現場の執務環境、教室や相談室等の状況等が様々であるため、実際どのようにして実現していくのかという点は、個別にこれから検討していくことになるが、密室にしないということについては、既に早急に配慮をしているところである。併せて「組織的な教育指導体制の構築」という点について、1人の教師だけで対応するのではなく、複数の教師で対応するという点については、必ずしも面談自体を複数で実施するという点だけとは限らないが、様々な工夫が必要になるため、学校現場等の状況も的確に把握をしながら、誤解を招くような状況が生まれないようにしていきたいと考えている。

(馬場委員) 今密室にならないように配慮されてるということだが、具体的にどのような配慮をされているのか。

(教職員課長) 例えば、同じ教室において、生徒が相談をしている内容が聞こえない程度の距離感ではあるが、他の職員もいる状態、視界には入るけれども、声は聞こえないというような状態をできるだけ作る、或いは、他の児童生徒に対して、相談をしているということが見えないようにするために衝立などが必要になる場合もあるが、視界は遮るが、密室にはならないようにする、他の職員からは状況が見えるようにするといった衝立の置き方の工夫等が考えられる。

(中村委員) 文科省の通知の中に、「各教育委員会等が設置する相談窓口等を改めて児童生徒や保護者に対してしっかりと周知」という文言があるが、鹿児島県の相談窓口の状況を教えてほしい。

(教職員課長) 相談については、従来から「かごしまホットライン24」や教育センターの相談窓口等が窓口となっている。また、県教委以外であれば、警察への相談や「フラワー」という相談窓口があり、積極的に告知をしているところである。

現在、児童生徒が全員1人1台端末を持っているため、端末上で相談窓口がすぐにわかるようにできる工夫をするようにという国からの要請が、先日の緊急の教育長会議の中であった。本県においても、これまでも一部で同様の取組はしていたが、全ての児童生徒を対象に実施できるよう、技術的な部分も含めて担当部署で検討を進めており、今後活用していきたいと考えている。

〈質疑終了〉

7 議案

議案第2号 鹿児島県社会教育委員の委嘱について (非公開)

- 8 その他
その他(1) 教育委員会の事務の点検・評価について
(非公開)
- その他(2) 義務教育諸学校における令和8年度使用教科書の採択事務につ
(非公開) いて
- その他(3) 令和7年度地域文化功労者表彰の推薦について
(非公開)
- 9 閉会